

中小規模事業場安全衛生サポート事業

日ごろの安全衛生活動を見直してみませんか？

●対象事業場

労働者数が原則として概ね 100 人未満の製造業等、第 3 次産業及び鉱業の業種で、労災保険適用事業場。

労働者数が 100 人以上の事業場であっても、300 人未満までは対象とできる場合があります。

●支援の方法

(1) 個別支援

作業現場を拝見し、安全衛生水準向上に向けたアドバイスを実施します。

- ・必要な時間はわずか（2 時間以下）です。
- ・日程は業務に合わせて調整します。

(2) 集団支援

工業団地、同業種工業組合、企業の構内・外・協力会等、中小企業で構成されている団体向けサービスです。ご要望に応じた研修を実施します。

※個別支援、集団支援は別々に、また組み合わせて実施することが可能です

●支援の内容

安全衛生全般的な視点からだけでなく、事業場のご要望に合わせて特定のテーマに絞り込んで実施することも可能です。

(例) 機械災害防止、ヒューマンエラー防止、作業環境の改善、直近の法令改正
化学物質のリスクアセスメント、腰痛予防、転倒・転落防止対策など

※但し、特別教育などの法定教育の実施や、動力プレスの特定自主検査の実施等の法定事項の実施には適用できません。

●諸費用

一切不要です。

●問合せ

群馬労働基準協会連合会 ☎ 027-233-3582

又は、下記まで。

中央労働災害防止協会 技術支援部

TEL: 03-3452-6376 FAX 03-5445-1774

関東安全衛生サービスセンター

TEL: 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704